

新型コロナウイルス感染情報

(メーデー休暇期間中の移動制限の可能性及び当館の体制について)

●ポルトガルにおける新型コロナウイルス感染者数は、4月30日現在25,045人となっており、感染者数の増加が続いています。

●ポルトガル政府HPによれば、政府はメーデー休暇期間（5月1日～3日）の居住市外への移動を禁止する意向を示しています（治療等、緊急を要する目的は除く）。イースター休暇の際の措置と同様、同期間中に仕事/通勤のために居住市外へ移動する場合には雇用主による証明書の携行が必要となる可能性があります。報道や政府HP等で最新の情報を入手するようご注意ください。

<ポルトガル政府HP>

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22/comunicacao/noticias>

●5月2日まで非常事態宣言が続いています。不要不急の外出を抑制するための警察によるパトロールや検問が実施されていますので、御留意ください。5月2日以降の措置については、政府の発表を受け、別途お知らせいたします。

●なお、メーデー及び週末（5月1日～3日）は、当館休館日となっています。新型コロナウイルス関連情報は、引き続き、領事メール及び当館ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。

<当館ホームページ>

https://www.pt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

またこの間の大使館への連絡については、以下のメール・アドレスまたは電話にご連絡をお願いいたします。

- ・e-mail : consular@lb.mofa.go.jp
- ・電話 : +351-917-769-016
- ・大使館代表 : +351-21-311-0560

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話 : +351-21-311-0560

FAX : +351-21-353-7600

e-mail : consular@lb.mofa.go.jp